

BSE検査の徹底について

～死亡牛の月齢の確認は確実にこなってください～

- 最近、BSE検査対象死亡牛が家畜保健衛生所に届出されずBSE検査がおこなわれないうまま化製場に搬入された事例がありました。
- BSE検査対象牛が死亡した場合、牛海綿状脳症特別措置法に基づき、県への届出とBSE検査が義務付けられています。
- 平成31年4月1日よりBSE検査の対象月齢が変わっています。死亡牛の月齢の確認を徹底していただきますよう、お願いします。

【対象】

1. **96か月齢以上**（満8才以上）の死亡牛
2. 48か月齢以上で、下記に該当する死亡牛
（生前に歩行困難、起立不能または神経症状を主徴とする疾病と診断し、死亡またはとう汰された牛）
3. 月齢にかかわらずBSEを疑う（特定症状を示す）牛

（＊）検案書を受け取られる際、診療獣医師に該当するか必ず確認してください

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）近江八幡市西本郷町226-1
Tel:0748-37-7511, Fax:0748-37-4821
緊急携帯:090-3613-7486

◆（北西部支所）高島市今津町弘川249-1
◆ Tel:0740-22-2145, Fax:0740-22-6681
◆ 緊急携帯:080-6176-8052